

暫定予算書(案)

令和4年4月1日から令和4年5月20日まで

(単位：円)

科目名	令和4年度予算額	備考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
定額会費		
正会員受取会費	5,868,000	18,000円*163名*2ヶ月
法人会員受取会費	108,000	18,000円*3法人*2ヶ月
新人会員受取会費	0	
定額会費計	5,976,000	
入会金	90,000	30,000円*3名
入会金計	90,000	
雑収益		
受取利息	0	
事務受託費等(給与分担金他)	0	
日司連助成金	0	
雑収入	350,000	
雑収益計	350,000	
経常収益合計	6,416,000	
(2) 経常費用		
会議費		
事/総会費	0	定時総会
事/役員会費	200,000	理事会、常任理事会
事/選挙管理委員会	50,000	
事/綱紀調査委員会	100,000	
事/部会・委員会費	200,000	各部会、委員会等
会議費計	550,000	
事業費		
事/企画費	100,000	
事/研修費	100,000	
事/広報費	400,000	
事/市民支援費	200,000	
事/その他の事業費	0	
事業費計	800,000	
管理費		
管/人件費	1,200,000	事務局職員給与手当
管/福利厚生費	200,000	厚生年金等
管/消耗品費	150,000	プリンター、コピー用紙他
管/印刷費	200,000	職務上戸籍請求書、用紙、封筒等、総会資料
管/通信費	200,000	
管/水道光熱費	100,000	
管/新聞図書費	0	会務システム契約他
管/リース料	300,000	PC/AED/コピー機等
管/備品費	200,000	
管/保険料	0	

科目名	令和4年度予算額	備考
管/退職給付引当金	0	
管/租税公課等	0	固定資産税等
管/交際費	100,000	
管/渉外費	50,000	
管/雑費	20,000	
管/慶弔費	60,000	
管理費計	2,780,000	
連合会費		
連/日司連会費	1,541,600	4,700円*163名+1法人*2ヶ月
連/日司連特別会費	426,400	1,300円*163名+1法人*2ヶ月
連/近司連会費	0	
連/連合会議費	0	
連合会費計	1,968,000	
交付金		
交/支部交付金	0	
交/支部助成金	0	
交付金計	0	
他会計への繰出金支出		
他/会館建設特別会計への繰出	0	
他/災害対策特別会計への繰出	0	
他会計への繰出金支出計	0	
予備費		
予備費	200,000	
予備費計	200,000	
経常費用合計	6,298,000	
当期経常増減額	118,000	
当期一般正味財産増減額	118,000	
一般正味財産期首残高	96,064,323	
正味財産期末残高	96,182,323	

但し、項費の流用は会長に一任する。

令和4年度

暫定予算書(案)

会館建設特別会計

令和4年4月1日から令和4年5月20日まで

(単位：円)

科目名	令和4年度予算額	備考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
雑収益		
受取利息	250	
雑収益計	250	
一般会計からの繰入金収入	1,000,000	
一般会計からの繰入金収入計	1,000,000	
経常収益合計	1,000,250	
(2) 経常費用		
会館維持費		
会/会館管理費	250,000	会館セキュリティ等
会/火災保険	20,000	火災保険
会/会館維持積立金		
会/外壁修繕工事費	0	
会館維持費計	270,000	
経常費用合計	270,000	
当期経常増減額	730,250	
当期一般正味財産増減額	730,250	
一般正味財産期首残高	15,785,276	
正味財産期末残高	16,515,526	

但し、項費の流用は会長に一任する。

令和4年度

暫定予算書(案)

災害対策特別会計

令和4年4月1日から令和4年5月20日まで

(単位：円)

科目名	令和4年度予算額	備考
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
一般会計からの繰入金収入	1,000,000	
一般会計からの繰入金収入計	1,000,000	
経常収益合計	1,000,000	
(2) 経常費用		
会議費		
事／災害対策委員会費	25,000	
会議費計	25,000	
事業費		
事／災害対策費	25,000	
事業費計	25,000	
経常費用合計	50,000	
当期経常増減額	950,000	
当期一般正味財産増減額	950,000	
一般正味財産期首残高	3,897,510	
正味財産期末残高	4,847,510	

但し、項費の流用は会長に一任する。